

会議録（案）

会議の名称	令和8年度第3回西東京市特別支援教育推進計画策定懇談会
開催日時	令和8年8月3日（月）午後2時30分から4時30分まで
開催場所	田無第二庁舎5階会議室
出席者	【委員】長沼座長、前田副座長、平林委員、村田委員、菅野委員、澤井委員、影山委員、小巻委員、鈴木教育指導課長、高野教育部統括指導主事、佐伯指導主事 欠席：中島委員 【事務局】山崎教育部主幹（教育指導課）、織本教育指導課特別支援教育係主事 【傍聴人】4人
議題	議題1 第2回西東京市特別支援教育推進計画策定懇談会会議録（案）について 議題2 第2回西東京市特別支援教育推進計画策定懇談会の質問と回答 議題3 西東京市特別支援教育推進計画素案（案）について
会議資料の名称	第2回西東京市特別支援教育推進計画策定懇談会会議録（案） 資料1 第2回西東京市特別支援教育推進計画策定懇談会の質問と回答 資料2 西東京市特別支援教育推進計画素案（案）
記録方法	☐ 全文記録 ☐ 発言者の発言内容ごとの要点記録 ☒ 会議内容の要点記録
会議内容	
議題1 第2回西東京市特別支援教育推進計画策定懇談会会議録（案）について ○事務局 （「第2回西東京市特別支援教育推進計画策定懇談会会議録（案）」に基づいて説明。） 承認いただいたので、（案）を外し、会議録として確定させる。 議題2 第2回西東京市特別支援教育推進計画策定懇談会の質問と回答 ○事務局 （資料1「第2回西東京市特別支援教育推進計画策定懇談会の質問と回答」に基づいて説明。） ○座長 基本方針の内容については、議題3（資料2）での検討事項とする。 議題3 西東京市特別支援教育推進計画素案（案）について ○事務局 （資料2「西東京市特別支援教育推進計画素案（案）」に基づいて説明。 2頁「1計画の基本的な考え方（1）計画策定の趣旨」と3頁「（2）計画の位置づけ、考え方」を全文読み、本計画の趣旨について再度確認した。） 資料2における修正点・変更点を中心に説明していく。 4頁「2特別支援教育に関する国の動向」に「令和3年（2021）医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の制定」を追記した。 21頁「3西東京市特別支援教育推進計画施策体系」の「基本方針2-1」は先ほど議題2で説明したとおり、「特別支援教育の施設・設備の整備」から「学校の環境整備の充実」へ変更した。 「基本方針2-1(1)学校の施設・設備の整備」へ第2回西東京市特別支援教育推進計画策定懇談会での意見を踏まえてバリアフリー化について記載した。 また、「基本方針2-3(2)」は「インクルーシブ教育の充実」となっていたが、インクルーシブ教育システム」についての西東京市の考え方を2頁「1計画の基本的な考え方（1）計画策定の趣旨」で示すこととしたため、「医療的ケア児への支援の充実」へ変更した。 次に23頁「4施策の展開」における修正箇所を説明する。 31頁「基本方針1-2(2)特別支援学級、特別支援教室における指導・内容の充実」に「障害や課題（読み書きを含む）」と追記した。西東京市特別支援教育推進計画策定検討委員会において、	

読み書きの課題については、本市においては令和5年度までのS・L教室のL教室において指導してきた。また、現在の特別支援教室においても引き続き読み書きの課題に対する指導を実施している。

35頁「基本方針1-3(3)特別支援学級における進路指導の充実」の＜対応＞へ「都立学校の教員を招へいし、市立小・中学校の教員を対象に卒業後の進路について情報を共有する」旨を記載した。

36頁「基本方針2-1(1)「学校の施設・設備の充実」について、第2回西東京市特別支援教育推進計画策定懇談会での意見を踏まえ、西東京市教育計画を参考に記載した。

43頁「基本方針2-3(2)医療的ケア児への支援の充実」の項目を新設した。

○座長：まずは、前回検討時間が不足していたため、44頁「基本方針3」から議論を開始する。「基本方針3-1(1)幼保小の連携」に就学支援シートについて記載されているが、内容についてはどうか。

○委員：＜現状と課題＞に保護者アンケート回答のパーセンテージが記載されているが、このパーセンテージを向上させることは重要ではないと考える。就学前の段階で、小学校入学後に特別支援教育を受けることを検討していた保護者には就学支援シートは馴染みがある。しかし、小学校入学後、数年経過してから特別支援教育の必要性を感じ、特別支援学級への転学や特別支援教室への通級を希望する児童が増えていると聞いた。就学前の段階で特別支援教育について関心がないと、就学支援シートについて保護者が知らないことは当然であると思う。各設問に対する保護者アンケート回答のパーセンテージを向上させる目的は何か。

○事務局：保護者の就学支援シートに対する認知度を向上させることが目的であると考えている。就学支援シートは希望者が記入する資料ではあるが、認知した上で記入しないという選択をすることと、存在を知らずに書けないことは違うため、まずは保護者に向けて広く就学支援シートについて周知する必要があると考えている。また、今回アンケートを実施した保護者が小学校2・4・6年と中学校2年の保護者であったため、就学前に記入する就学支援シートについて忘れており、数値が低く出た可能性もあるかもしれない。

○座長：就学前のお子さんを持つ保護者に周知するべきは、就学支援シートの存在自体ではなく、就学相談であると考えている。就学支援シートは、あくまで就学相談の1つのツールである。

○事務局：就学支援シートは、就学先の小学校にとって貴重な情報源となっている。就学相談の場面のみで活用するのではなく、就学先に引き継がれることにより、入学後の学校生活・教育活動に活用できる利点がある。

○座長：就学相談のツールとしてだけでなく、学校教育で活用することが目的であるため、就学支援シートの認知度を向上させたいということか。

○事務局：そのとおりである。

○座長：就学支援シートは、必要な児童に対して就学後に作成される「個別の教育支援計画」の作成の入口になるという点が重要なのではないか。

○委員：就学支援シートの重要性は理解しているが、保護者の記入に対するハードルが高い。就学支援シートは、就学先の学校にできないことや遅れていることについて伝えることにより、マイナスの先入観を与える資料と捉えられている印象がある。「こうすれば集中して取り組める」等、前向きに学校生活に取り組むための合理的配慮に関する情報を提供できる有効な資料だという認識が浸透していないように思われる。そのため、まずは保護者の記入に対するハードルを下げるのが重要だと考える。また、就学前機関と就学先小学校の教員が就学支援シートの情報を基に、対面で情報共有するための場が必要だと感じる。

○委員：就学支援シートに記載する情報が、「どのように工夫すれば活動へ参加できるのか」等の前向きな内容ではなく、「標準発達と比較して何ができないのか」等のマイナスの内容であると保護者に捉えられている現状があるのではないかと考える。就学支援シートに記入する項目について周知できていないと考える。児童にとってよりよい環境整備を行うための情報収集を目的としているというニュアンスを保護者へ伝えていくべきである。

○副座長：就学先の小学校には、毎年多くの就学支援シートが届けられる。ただし、在籍園によって就学支援シートの活用方法や、保護者への呼びかけ方が違うのではないかと感じる。たとえば、何も心配ごとがないレベルの児童からの提出が多数ある園がある一方で、課題のある児童についても一切提出がなかった園もある。

就学支援シートを提出することによって、学級担任が4月当初からの環境整備に役立てたり、学級編成に活用できる等のメリットがたくさんある。就学による環境の変化に対する児童と保護者の不安は大きいはずなので、心配ごとがあればぜひ提出してもらいたい。就学支援シートをネガティブなものとして捉えるのではなく、就学時健康診断で相談できなかったことを伝える等、幼保小連携のツールとして誰でも活用できる資料であることの周知が必要だと思う。

○委員：就学後に有効なツールとして認識しているため、公設公営保育園では、卒園前の保護者会で必ず就学支援シートについて周知し、就学後の生活をスムーズにするための資料であると伝えている。しかし、作成するか否かは保護者の判断になる。保育園での様子から、就学後の支援の必要性を感じる児童の保護者には、個別に就学支援シートの作成を打診する声掛けもしている。

○座長：保護者のアンケート回答のパーセンテージの数値を列記するのではなく、就学支援シートを有効に活用できている点と、活用しきれていない点について示した方がよいと感じた。また、対面での情報共有の必要性について話題に出たが、特別支援学校で開催されている支援会議のようなものが市立小学校では実施されているのか。

○副座長：同様の場として、校内委員会を設けている。児童に対する支援レベルの確認等を、専門家の意見を頂戴しながら話し合う場になっている。年間計画で位置づけられている開催日以外にも、必要に応じて実施している。また、就学前機関と対面で話し合う時間を確保することは難しいため、提出された就学支援シートの内容と児童の学校生活における実態について、照らし合わせて確認していく場としても校内委員会が機能している。

○座長：就学先小学校にとって、就学支援シートが児童を知る最初の重要な手がかりとなるということがわかった。就学支援シートの質問項目の書きぶり等について検討してもらいたい。また、保護者に存在を知ってもらうだけではなく、就学前機関等の作成の負担軽減や、小学校への効果的な情報提供の方法等についても検討してもらいたい。

○事務局：検討していく。

○座長：次に、「基本方針3-1(2)関係機関との連携」について議論していく。

○副座長：今年度開設した特別支援学級へ、児童発達支援センターひいらぎと就学前の子どもたちの保護者に見学に来てもらった。

○委員：関係機関の範囲はどこまでを指しているのか。たとえば、合理的配慮について就学先の学校や教育委員会と保護者の調整がうまくいかない場合、第三者の視点を持った相談窓口等も関係機関に含まれると思われる。相談先がなくて保護者が困るというケースも多い。

○事務局：現在、関係機関として示しているのは児童発達支援センターひいらぎ1か所となっているため、子ども相談室と教育指導課が連携して対象を他施設にも広げたいと考えている。

○座長：障害のあるお子さんは、まずは児童発達支援センターひいらぎを中心として、障害福祉課や子ども家庭課、児童相談所等とつながることができると思った。

次に「基本方針3-1(3)小中連携、中学校卒業後の学校及び関係機関との連携」については、＜対応＞として「個別的教育支援計画を引継ぐ」とあるが、すでに実施している内容であるため、年次計画が「充実」となっている旨について理解した。

続けて、「基本方針3-2(1)副籍制度の推進」について議論していく。副籍制度は、転学のきっかけにもなる有意義な交流を実施できると前回意見があった。送迎する際の保護者の負担等の課題があるが、内容については修正事項がないため、次に進む。

同様に、「基本方針3-2(2)「都立特別支援学校のセンター的機能を活用した小・中学校教員の専門性向上」についても修正点がないため、次に進む。

「基本方針3-3(1)教育的ニーズに応じた就学相談の充実」については、最大限の人数に丁寧に就学相談を行っていることは感じているが、保護者委員からの捉え方はどうか。

○委員：子どもが就学時健康診断を受けた際、流れ作業のように検査が進んでしまい、子どもの聴覚過敏について教員と相談するタイミングがつかめず、後日電話で相談した経験がある。保護者が心配ごとについて、教員と落ち着いた空間で話せる場があったらよかったと感じる。

○委員：子どもの就学相談にかかった際、児童発達支援センターひいらぎや担任の先生から注意点等を事前に聞いていたため、不安や心配ごとなく臨むことができた。しかし、このように関係者からの事前の情報提供がない場合や、入学後に特別支援教育を受けることを検討し始めた場合は、保護者の戸惑いもあるかもしれないと感じた。

○座長：相談窓口体制の評価が「大変良い・あまり良くない・分からない」で三分されている。保護者によって受ける印象が異なることがわかるため、よりよい評価を得られるよう、改善について検討するということでよい。

○事務局：そのとおりである。保護者に対する早期の情報提供等、できることがあると考えている。

○副座長：就学時健康診断の在り方について、学校でも見直すべき点があると感じている。管理職と特別支援学級主任の4名体制で、図書室で個別の相談を受け付けるブースを作ったことがある。しかし、相談の受付が就学時健康診断の時間内で終わらず、勤務時間外にまで及んだ。基本的には管理職である校長と副校長のみでの対応となるため、相談希望者のお話を聞くためには、時間制限を設ける・学校で対応できることとできないことの線引きを明言する等の工夫が必要になってくる。これらのノウハウについて、校長会等をとおして、小学校全体に共有していきたい。「本当は就学時健康診断で相談したかったのにできなかった」という保護者を1人でも減らすためには、学校の努力が必要になる。

○委員：管理職と主任の4名体制での相談を受け付けた期間はどの程度だったのか。

○副座長：就学時健康診断の際に受け付けたため、当日の午後の時間帯のみとなった。そのため、後日の電話相談も受け付け可とした。

○座長：「基本方針3-3(2)発音や話し方に関する課題への早期対応」について、なぜ「基本方針3 関係機関・家庭・地域との連携」に属する項目として設置されているのか。

○事務局：言語相談に関する業務が教育支援課の管轄になっていることと、専門家委員として言語聴覚士にスクリーニングに来ていただいていることを踏まえて、この場所に置いている。

○座長：「発音や話し方に関する課題」に加えて、「読み・書きの課題」についての記載はしないのか。

○委員：「読み・書きの課題」については、言語聴覚士もサポートできる領域である。RTI（Response to Intervention：科学的根拠に基づく指導への反応）モデル等を活用し、通常学級で児童の「読み・書き」に関する動作をモニタリングする等して実施できるのではないか。担任だけで「読み・書き」に関する課題に対応するとなると、研修を受ける等の必要性があるが、「発音・話し方調べ」と同じ仕組みで言語聴覚士に「読み・書きの課題」について巡回して見てもらえば負担なく実施できるのではないか。担任にある程度事前に「読み・書きの課題」について気になる児童をピックアップしてもらい、対象者のみ「発音・話し方調べ」時に言語聴覚士と一緒に見てもらう等、実施方法を工夫すれば金銭的負担も少ないのではないか。

○座長：「発音・話し方調べ」はいつ実施しているのか。

○事務局：通常学級は1学期間、特別支援学級は2学期間に実施している。

○座長：委員の提案を簡単に実現できるとは言えないが、特別支援教室で「読み・書きの課題」への指導をするというのは当然のことであるため、市独自の前向きかつ先進的な取り組みである「発音・話し方調べ」に加えて、「読み・書きの課題」への対応も実施してはどうかというご意見だった。

○事務局：西東京市特別支援教育推進計画策定検討委員会でも「読み・書きの課題への対応」は議題として挙げたものの、本計画への記載は難しいと考えている。第3回西東京市特別支援教育推進計画策定懇談会で挙げた意見として次回の西東京市特別支援教育推進計画策定検討委員会にて議題として取り上げるが、「読み・書きの課題」への対応はL教室時代から引き継いで特別支援教室で実施している内容になるため、今この場で言語聴覚士によるスクリーニングについて検討するとは明言できない。

○座長：「基本方針3-3(3)地域・保護者への情報発信」については修正事項がないため、特に議論はしない。これにて基本方針3についての検討は終了とする。冒頭に戻り、変更点を中心に検討していく。

2頁「1計画の基本的な考え方(1)計画策定の趣旨」において、「発達障害、知的障害、情緒障害、医療的ケア」と列挙されているが、この4種の障害を持つ子どもたちへのニーズが喫緊の課題という理解でよいのか。

○事務局：主だった内容はこの4種の障害だと捉えている。

○委員：「診断の有無に関わらず」とあるが、就学相談の際には必ず医師による診断を求められる点と矛盾を感じる。

○事務局：障害の診断がなくても、支援を要する方はいるため、誰一人取り残さないために、このような記載としている。

○座長：4頁「2特別支援教育に関する国の動向」の「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の制定」の追記と、21頁「基本方針2-3(2)インクルーシブ教育の充実」が体系図から外れたこと等の変更点について議論していく。

「医療的ケア児」に関して追記され、1つの項目として示されることにより、西東京市が特に力を入れて実施していく印象を受けるが、それでよいのか。

○事務局：従来は「医療的ケア児」についての項目がなかったが、主管課である学務課にも確認し、重要な課題として捉えていくため、項目立てを希望する旨を承っている。「医療的ケア児」への支援については力を入れていくべき重要な点だと考えている。

○委員：事務局の意見について補足する。「医療的ケア児」については、小学校入学前からの円

滑な引継ぎや、関係者の共通理解が必要不可欠である。児童本人が自立した学校生活を送るためにも、幼保小連携の観点からみても重要な項目である。

○委員：時間をかけて通常学級における「医療的ケア児」への支援が実現できるなら素晴らしいことだが、職務上「医療的ケア児」と関わってきた経験から、通常の学校で受入れが可能なのか、不安や怖さを感じる。

○座長：31頁「基本方針1-2(2)特別支援学級、特別支援教室における指導・内容の充実」の記載に「障害や課題（読み書きを含む）に応じた」と文言を追記している。課題に「読み書きを含む」ことは当然であるため、あえて記載する必要性を感じない。

○委員：特別支援学級や特別支援教室での指導内容では「読み・書きの課題」についてしっかり対応されておらず、手薄との声もある。

○事務局：特別支援教室の指導形態には、小集団指導と個別指導がある。個別指導の時間は対象児童・生徒の特性・課題に応じた指導（下学年の漢字を学ぶ等）を実施している。本市においては「読み・書きの課題」への指導を特別支援教室でしっかり取り組むという意識を持っているため、「障害や課題（読み書きを含む）に応じた」と文言を追記した。

○委員：子どもが小学校在学時の体験談になるが、子どもの在籍校では「読み・書きアセスメント」に校長が力を入れていた。掃除の時間等に対象児童を集めて、読み・書きについて半年かけて学んだことをきっかけに、子どもが理解を深められた経験がある。制度として確立していなくても、このようにライトな取り組みでも実施できるとよい。

○座長：「障害や課題（読み書きを含む）に応じた教育課程を編成する」という文章に違和感がある。弾力的な教育課程として下学年教材を扱う、ゲームを取り入れる点については問題がないため、あえて「読み・書き」について記載しなくてよいのではないか。そもそも「読み・書き」についての課題解決については、「発音・話し方調べ」の箇所であげた意見だったため、市として特に力を入れている箇所ではないのであれば、「読み・書き」については記載しなくてよいのではないかと感じた。

35頁「基本方針1-3(3)特別支援学級における進路指導の充実」の修正点については、第2回西東京市特別支援教育推進計画策定懇談会で挙げた意見が反映されていることが確認できた。

36頁「基本方針2-1(1)学校の施設・設備の整備」において、インクルーシブ教育システムに関する西東京市の見解が示されている。

基本方針2の前段となる箇所の「ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、基礎的環境整備と条件整備の構築を目指します」という一文に違和感がある。用語集に解説が掲載されているが、西東京市の独自の見解による語注になっていると感じた。そもそも、「基礎的環境整備」というのは、施設等のハード面を含むことは勿論、教員研修や体制等まで含む語である。「合理的配慮」と対になる考え方で、児童・生徒全員に対して行うものである。西東京市独自の語注として、ハード面とソフト面に分けて記載している内容は一般的ではないため、検討の必要がある。

○事務局：文言を整理する。

○委員：「基礎的環境整備」と「合理的配慮」は、どちらもバリアを取り除くことを目的としている。社会の中には4つのバリア（情動的・制度的・物理的・心理的）がある。物理的バリアについては理解しやすいので、その他3つのバリアも含めて取り除いていくことが「基礎的環境整備」である旨を記載できるとよい。

○座長：「情報保障」という語もあるが、これはまさに「基礎的環境整備」の一種である。

○事務局：内容を修正する方向で検討する。

○委員：42頁「基本方針2-3(1)ICT機器の活用」の記載が「入出力支援装置等」を指す内容となっており、対象が狭いと感じる。たとえば、ICT機器のメンテナンスや、センター的機能の活用等によるICT活用方法の仕組みづくり、ローテクグッズの貸し出しの仕組みづくり（例：自閉症児とのコミュニケーションに用いる巻物カレンダー等）、iPadの貸し出し（例：50音入力等、タイピングが難しい児童・生徒に向けて入力方法の幅が広い機器）、ICT支援員の配置状況の確認等が挙げられる。

○座長：「ICT機器の活用」の具体例を本計画に記載はしなくても、調査した上で推進していくことと、ICTに限定せず、ローテクも含めた支援機器を学校内でも活用できるようにしていくという2つのご意見を頂戴した。

○委員：46頁「基本方針3-1(2)関係機関との連携」にて、児童発達支援センターひいらぎは未就学児までを対象としている。そのため、就学後は保護者が民間の障害福祉サービスを探して申し込む必要があるが、空きがなくて苦勞している現状がある。この課題に対して、支援していく方向性があれば検討してもらいたい。

○事務局：民間の障害福祉サービスが探しづらいという保護者委員からのご意見があったことは障害福祉課に伝えるが、本計画には記載しない。

○座長：26頁「基本方針1-1(2)学校生活支援シート及び個別指導計画に基づく指導と支援の充実」について、「個別指導計画」の語注が付録に掲載されているが、文言について再検討してもらいたい。「個別の教育支援計画」と対になる文言が「個別指導計画」になっているのは西東京市独自の考え方なのか。

○事務局：確認して、文言を再度検討する。

○事務局（事務連絡）

　　今回の会議は10月2日（金）を予定している。開催通知は後日発出させていただく。

　　本日の議事要旨は、後日メールで送付させていただき、委員確認後の第4回西東京市特別支援教育推進計画策定懇談会にて了承を得て、公開とさせていただく。

<閉会>